

April 2016

vol. 248

今月のトピックス
 台湾経済の現状と課題
 台湾トップ企業
 ~金寶山事業(股)有限公司
 曹光燦 董事長インタビュー~
 台湾葬儀業の革命家 金寶山

台湾進出ガイド
 日台租税協定の詳細-1
 台湾マクロ経済指標
 インフォメーション

【今月のトピックス】



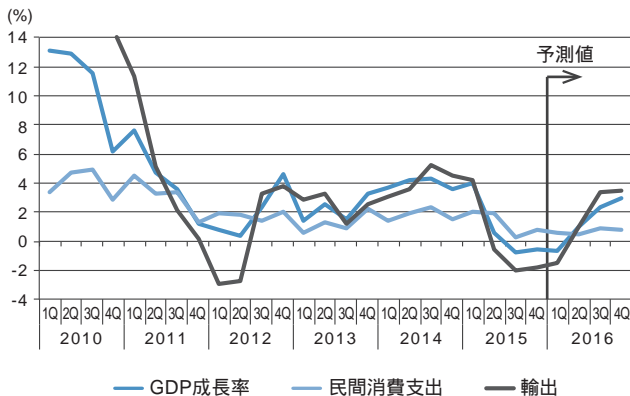
台湾経済の現状と課題

2015年の実質GDP成長率は0.75%と、リーマンショック以来の低成長となった。2016年に入っても、台湾の経済成長を支えている輸出が引き続き低迷しており、景気回復には時間がかかりそうな状況である。台湾経済の低迷は、輸出金額の約1/3割を占める電子部品産業の不振が主な要因として挙げられることが多いが、台湾経済が抱える構造的な問題は、もっと根が深いと考えている。本稿では、台湾経済が抱える課題を整理した上で、再び安定的な成長軌道に乗せるために必要なポイントについて考察する。

台湾経済の現状

2016年2月17日に行政院主計総処が発表した2015年の台湾の実質GDP成長率は0.75%と、リーマンショック以来の低い成長に止まった。四半期別に見ると、2015年第3四半期が0.80%、第4四半期も0.52%とマイナス成長に落ち込んでいる。2016年第1四半期の見通しについても、0.64%と、引き続き低成長になると見込まれている。

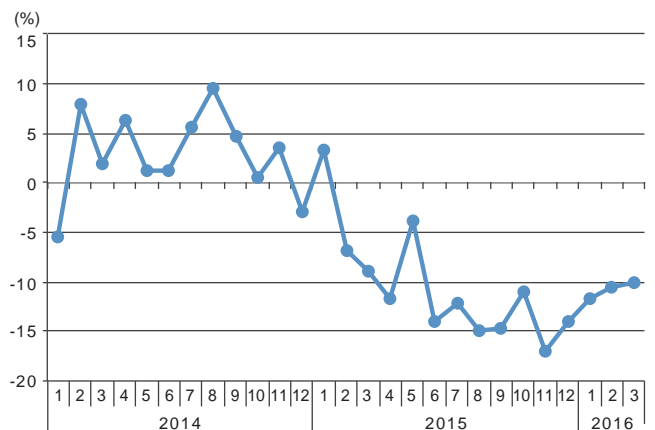
図1: 四半期別GDP等の対前年同期比推移



出所: 行政院主計総処(2016年2月17日発表値)

これまで台湾のGDP成長率は、輸出の成長率と強い相関を示しているが、その輸出の状況をみると、2015年2月以降、対前年同月比でマイナス成長が14ヶ月間に渡って続いている。特に、2015年6月以降は、一貫して対前年同月比で二桁マイナスが続いており、回復の兆しは見えてこない状況にある。

図2: 輸出総額の対前年同月比推移



注 輸出金額はUS\$ベース。2016年3月は速報値
 出所 財政部関務署

2015年からの輸出の不振については、台湾からの輸出の約4割を占める中国(含む香港)向けの落ち込みが大きく、中国経済の減速や、電子部品関連製品の中国国内での生産増加が影響しているものと思われる。

台湾経済の抱える課題

台湾は、以前から輸出依存型の経済構造であったが、2008年の馬政権発足後、ECFAの締結等に代表されるように、中国との結びつきを更に強めていった。これによって、馬政権発足直後に発生したリーマンショックによる景気低迷(実質GDP成長率は2008年:0.70%、2009年:1.57%)からいち早く回復し、2010年には実質GDP成長率10.63%を記録した。

しかしながら、馬政権下においても電子部品等がけん引する輸出依存型の経済構造は変わらないと共に、自由経済モデル区等の重要法案が成立しなかったこともあり、内需拡大や新たな産業創出等もなかなか進まない状況であった。こうしたことから、現在の台湾経済は、大きく4つの課題を抱えている。

1つ目は、次世代を担う産業の不在である。台湾の輸出上位品目をみると、約1/3を占める電子製品(多くが半導体や液晶等の電子部品)以外は、金属製品、プラスチック・ゴム、機械(工作機械等)、化学品、交通・運輸設備(自動車部品等)、紡織製品(化学繊維、織布等)等、以前から台湾産業を支えてきた伝統産業が上位を占めている。このように、台湾経済は、1990年代以降に伸びてきた電子部品以外は、新しい基幹産業を生み出すことが出来ていないという課題を抱えている。一方で、紅色供應鏈(レッドサプライチェーン)に代表される中国勢の台頭もあり、台湾の輸出を支えてきた電子部品産業も厳しい状況にある。こうしたことから、電子部品産業に代わる、新たな基幹産業を創出していくことが強く求められる。

2つ目は、ブロック経済化への対応の遅れである。近年、TPPやRCEP等の世界的な経済連携協定の締結が進む中、台湾が主要国間で結んでいる協定はニュージーランド、シンガポール、中国のみであり、中国との間のECFA後続協議も進んでいない。こうした中で、化学繊維等の一部の産業では、既に海外への投資を活発化させる動きが出つつあり、海外との経済連携協議を早急に進めないと、台湾の産業空洞化が更に進む恐れがある。

3つ目は、エネルギー問題である。脱原発を掲げる民進党政

権下では、現在稼働している原子力発電所は、運転認可終了に伴い2018年より順次停止していき、2025年には全て停止すると予想されるが、台湾の総発電量の16.3%を占める原子力の代替電力を如何に確保するかが課題となる。

4つ目は、社会構造変化に伴う制度疲労である。2015年の台湾の高齢化率は12.5%だが、2030年には24.1%まで上昇すると予測されている。こうした急激な高齢化に伴い、年金、医療、介護等、様々な社会保障制度の改革が必要となると共に、バリアフリー等の高齢者に優しい街づくりといったハード面での整備も求められる。

台湾経済の復活に向けて

以上のように、台湾経済は、極めて難しい課題を多く抱えており、いずれも早急な対応が求められる状況にある。今年5月20日に発足する蔡新政権は、これらの課題に対して既にいくつかの対応に向けた方向性を打ち出している。例えば、新産業創出として再生エネルギー、IoT、バイオ、国防、スマート機器の5つの産業分野が挙げられている。また、社会構造変化に対しては、介護事業への民間参入開放や財源の確保、公務員の年金改革等も行う予定である。

TPP加盟や他国とのFTA締結は、台湾だけで決められるものではないが、新産業創出や代替エネルギーの確保、社会保障制度の改革等は、台湾内の問題であり、大胆な規制緩和を行いつつ、市場競争原理を導入していくことで、進めることが出来るものである。

これらの政策の推進には、当然痛みを伴うものも多いが、総統と立法院双方で初めて政権を握った民進党の蔡新総統が、強いリーダーシップを発揮して、推進していくことを期待したい。

(田崎嘉邦:y-tazaki@nri.co.jp)

台湾葬儀業の革命家 金寶山

冠婚葬祭は我々の生活に欠かすことのできない重要な儀式であるが、葬儀業は参列者とコミュニケーションをとりながらサポートするため、とりわけこうした儀式と緊密な関係にある。特に華人社会において死や葬儀について話すことはタブー視される傾向がある中、金寶山事業股份有限公司(以下、金寶山)は葬儀を本業としており、日々人々の死に向き合っている。業界に先立ち様々な前例を打ち出し、台湾の葬儀産業を改革しており、将来的にはアジア市場に向けて事業を拡大していく予定である。今回は、曹光潔董事長を訪ね、経営理念や今後の事業展望についてお話を伺った。



金寶山事業(股)有限公司 曹光潔 董事長

—台湾葬儀産業の革命家

台湾での埋葬はこれまで土葬が主流でしたが、ここ30年間で徐々に火葬が主流となりました。こうした変化の過程には、我々葬儀業者の工夫や努力があり、中でも当社は同業他社に率先して産業改革に携わってきました。

弊社は1977年に曹日章氏によって、当初は「金山安樂園」という名前で設立されました。葬祭とは生命を扱う事業であり、人々の記憶に残すことに価値観を見だし、生きている人々を中心に葬儀を行うという当社の3大方針が、台湾の葬儀産業に新たな風をもたらしました。

これまでの伝統的な社会において、葬儀は故人を中心に行われる儀式でしたが、当社では葬儀は生命を扱う事業の延長であると考えています。出棺及び埋葬等様々なシーンにおけるハイクオリティな儀式や整備された霊園を提供し、葬儀を如何に記憶に残る記念価値のあるものにするかという点について、常に追求しています。故人をしのぶことができる理想的な霊園を提供し、また霊園を公園のようにデザインし、芸術の要素も取り入れ、暗くて古臭い葬儀のイメージを払しょくしています。

—ブランドイメージの確立

当社は台湾の葬儀業の風習を改革するために、様々な取り組みを進めており、ハード面にも惜しみなく投資しています。現在、新北市金山区にある霊園に4つの納骨堂(内3つは運営を開始)がありますが、敷地内に総計2,500台収容可能な駐車場を設置しており、台湾で最大規模を誇っています。また霊園内には、カフェ、レストラン、空調設備、室内エレベーター等、これまで同業他社では提供していなかった様々な施設・設備を提供しています。

現在、既に運営を行っている納骨堂は、金寶塔、日光苑、萬佛塔の3つです。金寶塔は弊社が初めて建設した納骨堂であり、1988年に落成し運用を開始しました。当納骨堂は、台湾の寺・神社建築の権威である李重耀氏にデザインをしていただき、屋上及び外壁には日本から輸入した金のレンガ及びタイルを使用しています。広々とした清潔で明るく温かみのある空間で、近年台湾におけるモダンでハイテクな納骨堂建築として、国家建築設計賞を受賞しています。

日光苑は、弊社が手掛けた2番目の納骨堂です。生命を太陽に見立て、ヨーロッパ調のスタイルを採用しており、金寶塔との差異化を図っています。モダンなデザインの納骨壇は、一般的な正方形のロッカー状のものとは異なり、中をクリス

台湾トップ企業

ルガラスで丸い形にデザインすることで、自由に装飾することが可能で、故人への思いを伝え、偲ぶことのできる空間を提供しています。

萬佛塔は2015年に落成したばかりの最も新しい納骨堂です。弊社が10年間かけて手がけた建築作品であり、全体的な外観は国際的な彫刻家である朱銘氏にデザインをしていただきました。宗教、芸術、建築の各要素を取り入れた納骨堂であり、弊社が今後の文化創意産業における葬儀産業を牽引していくという思いが込められています。

こうした特色あるモダンな納骨塔の建設の他、18年の年月を費やして整備した私立玫瑰園公墓や人々の目を引く非常に印象的な彫刻モニュメント千佛石窟（岩壁に仏像を彫刻）等、こうした建築作品から醸し出されるオーラは壮観であり、芸術的な価値もその他同業他社をはるかに上回っています。

台湾における葬儀業の年間売上高は少なくとも500億元に上りますが、弊社のシェアはその僅か1%にも達していません。しかし、仮に弊社を自動車で例えるとしたら、ベンツのような高品質な地位を確立していると言えるでしょう。

芸術で表現する永久不変

ダイヤモンドは永遠を意味し、結婚式と言えばダイヤモンドという考え方が定着しているのと同様に、葬儀は生命について考える事業であり、永遠を意味する何かが必要であると考えていました。そこで弊社が辿り着いた答えが芸術です。納骨堂の建築や霊園のデザインにこうした考え方を反映させており、実際に彫刻品も設置しています。知り合いである彫刻家の朱銘氏に主にデザインをお願いしており、上述した有名な千佛石窟の他、大型彫刻作品を弊社霊園の随所に見ることができます。

また、上述した金山区の霊園の他、中国では彫刻芸術公園の整備も行っています。桂林の「愚自樂園」及び上海の「月圓園」は、弊社が中国で手がけた力作と言えます。愚自樂園は、敷地面積約667ヘクタール、敷地を囲む外壁だけでも32キロメートルに達します。また、月圓園は約87ヘクタール、月湖と呼ばれる上海で最大の湖があります。

中国桂林の愚自樂園では1997年から国際的な彫刻作品制作シンポジウムを定期開催しています。世界47カ国から140名の優れた彫刻家を桂林に招き、創作活動の促進・交流を実施しており、互いに刺激し合いながら様々な彫刻作品の制作ができる環境を提供しています。

海外事業への展望

中国は華人社会における最大の葬儀市場と言えます。現在弊社では上述の彫刻公園への投資の他、中国の葬儀市場への参入を計画していますが、中国市場での成功には、日本との連携が鍵を握っていると考えています。弊社は主にハード面においてその強みを有していますが、日本の優れたソフト面との連携は最強の武器になると考えています。なお、現在、日本の社団法人日本納棺士技能協会の木村代表理事と共同で納棺師の技術指導を進めています。まずは日本で人材育成を進め、将来的には日本市場で培った事業モデルを中国市場に応用していく計画です。

日本市場には既にビジネスパートナーがいますが、今後は更に多くの事業機会を模索していく予定です。特にハード面において、建材や葬儀で使用する様々なアイテムを日本から輸入していますが、こうした方面で更に日本企業との連携を強化し、事業拡大に繋げていきたいと考えています。より一層高品質なサービスを提供しながら、継続的に事業機会を創出していきたいと考えています。

ありがとうございました

金寶山事業(股)有限公司の基本データ

会社名	金寶山事業股份有限公司
董事長	曹光潔
設立	1977年
資本金	5億元
売上	20億元
従業員数	300名
事業内容	葬儀業

注)2016年4月時点のデータによる
出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理



日台租税協定の詳細- 1

今月から数号にわたり、2015年11月26日に日本の対台湾窓口機関である公益財団法人交流協会と台湾の対日窓口機関である亜東関係協会との間で締結された、日台租税協定(正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」)の詳細について紹介する。

1. 適用時期

日台それぞれの地域において必要とされる手続が完了したことを書面により相互に通知し、双方の書面による通知のうちいずれか遅い方が受領された日に日台租税協定は効力を生ずることとなる(日台租税協定第28条第1項)。なお、2016年2月現在、台湾においては行政院の決議で、日本においては2016年の通常国会での法制化が予定されている。そのため、発効日は2016年中になる可能性が高いと考えられる。

それぞれの地域における適用については、下記の通り記載されている(日台租税協定第28条第2項)。

(1) 日本

- a. 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の租税
- b. 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に課される租税

(2) 台湾

- a. 源泉徴収される租税に関しては、この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に支払われる所得
- b. 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この取決めが効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得

そのため、2016年中に発効日を迎えたとすると、2017年1月1日以降に日台租税協定は適用される。ここで、(2)台湾 a.の源泉徴収される租税に関して、仮に2017年1月1日から日台租税協定が適用になれば、2017年1月1日以降に確定した債務から日台租税協定の適用対象となる。よって、配当であれば2017年1月1日以降に株主総会で意思決定された配当からが対象となり、2017年1月1日以降に支払われた配当ではない点、注意が必要である。

2. 日台租税協定の全体像と審査準則

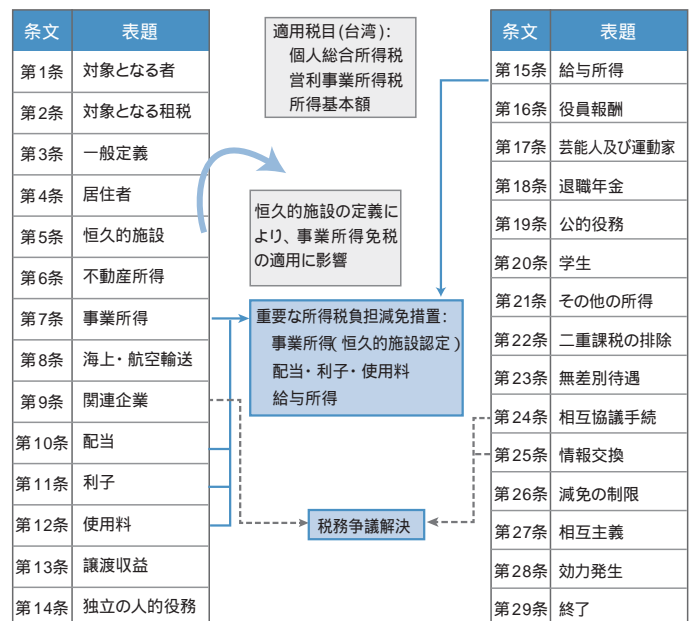
(1) 日台租税協定の全体像

日台租税協定は全29条で構成されており、その内容は下記表のとおりである。特に重要な事業所得、配当・利子・使用料(ロイヤリティ)所得、給与所得の具体的な減免内容については、3. 具体的な減免措置(次号に掲載)を参照。

(2) 審査準則

日台租税協定を台湾にて適用するためには、台湾で定められている審査準則に則って手続を行う必要がある。

具体的には、審査準則には、租税協定による減免措置を受ける場合には税務当局に対し必要書類を添付し申請を行い、許可を得る必要がある旨(審査準則第13条)や、所得税法又はその他所得税の減免に関する法律規定が租税協定の規定よりも有利な場合においては、最も有利な法律が適用できる旨(審査準則第2条)等、租税協定の適用に係る実務上の取り扱いが詳細に記載されており、事前に十分確認を行う必要がある。



台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (億米ドル)						物価年増率(%)		為替レート	
	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	輸入		貿易収支	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD		
							年増率(%)	年増率(%)							
2009年	12,462,729	-1.57	-7.97	4,788,993	238,961	2,036.7	-20.3	1,743.7	-27.5	293.0	93.0	-8.74	-0.87	33.05	93.57
2010年	13,787,642	10.63	28.60	3,798,680	399,984	2,746.0	34.8	2,512.4	44.1	233.6	-20.3	5.46	0.96	31.64	87.78
2011年	14,312,200	3.80	5.12	4,903,901	444,703	3,082.6	12.3	2,814.4	12.0	268.2	14.8	4.32	1.42	29.46	79.81
2012年	14,607,569	2.06	-0.32	5,547,319	414,265	3,011.8	-2.3	2,704.7	-3.9	307.1	14.5	-1.16	1.93	29.61	79.79
2013年	14,929,292	2.2	0.56	4,924,480	408,533	3,054.4	1.4	2,699.0	-0.2	355.4	15.7	-2.43	0.79	29.77	97.60
2014年	15,515,257	3.92	6.63	5,770,024	548,763	3,200.9	2.8	2,818.5	1.4	382.4	14.4	-0.57	1.20	30.37	105.94
2015年															
2月			2.31	433,810	24,881	201.7	-6.6	156.8	-22.7	44.9	241.4	-8.82	-0.20	31.57	118.56
3月			7.33	485,367	62,320	256.4	-9.4	219.4	-17.6	37.1	119.5	-8.82	-0.62	31.53	120.39
4月			1.27	280,290	59,711	238.0	-12.3	193.0	-22.1	45.1	89.8	-9.12	-0.82	31.13	119.55
5月	3,839,951	0.57	-2.76	199,062	27,565	260.2	-4.2	207.3	-5.8	52.9	2.3	-9.67	-0.73	30.72	120.69
6月			-0.89	270,111	20,172	233.8	-14.8	214.5	-16.2	19.3	4.9	-9.46	-0.56	31.11	123.75
7月			-2.77	320,771	75,285	238.3	-12.7	205.4	-17.7	32.9	40.7	-10.23	-0.63	31.34	123.24
8月	3,945,146	-0.8	-5.93	414,682	19,596	244.1	-14.6	208.4	-15.1	35.8	-11.3	-9.46	-0.44	32.39	123.23
9月			-5.81	586,589	8,087	229.8	-14.7	180.5	-22.9	49.2	40.2	-8.71	0.30	32.89	120.29
10月			-6.50	374,073	31,395	244.5	-10.7	187.1	-18.8	57.4	32.5	-8.67	0.31	32.73	120.06
11月	4,055,898	-0.52	-4.84	438,514	59,117	226.0	-17.2	204.6	-11.4	21.5	-48.7	-7.97	0.53	32.80	122.53
12月			-5.29	667,135	46,360	225.5	-13.8	184.0	-14.9	41.5	-8.3	-7.29	0.14	33.01	121.92
2016年															
1月			-6.57	502,105	30,974	221.9	-12.5	186.8	-11.5	35.2	-19.8	-5.09	0.80	33.64	118.31

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2016年台北国際食品見本市 (Food Taipei 2016)

概要

台北国際食品見本市は、世界各国の生鮮果実や水産物など様々な食品・食材が一堂に集まる台湾最大の食品見本市である。昨年は、1,000社以上の企業が2,140ブースを設置し、6万人以上が来場した。同時期に「台湾国際食品加工設備及び製薬機械見本市」、「台北国際包装工業見本市」、「台湾国際ホテル・レストラン及びケータリング見本市」、及び「台湾国際ハラル食品見本市」も開催される。詳細は下記サイトまで：

http://www.foodtaipei.com.tw/zh_TW/index.html

日時

2016年6月22日(水)～6月25日(土)

出品物及び 展示テーマ

生鮮青果、農産物加工品、家禽製品、シーフード、食肉・食肉加工品、食用油、乳製品、健康食品、冷凍食品、缶詰類、焼き菓子、ビスケット、ワイン・アルコール飲料、コーヒー・紅茶、ジュース・清涼飲料、アイスクリーム、調味料、菓子類 等

展示会場

台北南港展覽館1館 上層展示フロアM・N区、下層展示フロアJ・K区(台北市南港区經貿二路1号)
台北世界貿易センター展覽大樓1階A区(台北市信義区信義路五段5号)

主催

中華民国對外貿易發展協會(TAITRA)

お問合せ及び 資料請求

台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所
TEL: 03-3514-4700 FAX: 03-3514-4707 E-mail: tokyo@taitra.gr.jp
中華民国對外貿易發展協會(TAITRA)
TEL: 886-2-2725-5200(王淑萱専員 内線2677) E-mail: foodtaipei@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口 (日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部 投資業務処

台北市館前路71号8F
TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
担当: 陳惠欽 ext.218

野村総合研究所(台湾)

台北市敦化北路168号10F-F室
TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
担当: 平山直人 ext.135 / 洪采滢 ext.121 / 目片芽輝 ext.132

野村総合研究所 経営コンサルティング部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
TEL: 03-5533-2709(直通) / FAX: 03-5533-2724
担当: 杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所(台湾)宛にお願い致します。